

第2章 調査結果の要約

(1) 配偶者暴力防止法の認知度について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の認知度については、平成13年4月の成立から6年が経過し、8割以上が法律の存在を知っている(86.2%)。しかしながら、「内容まで知っている」(19.8%)割合は約2割にとどまり、8人に1人は「法律があることも、その内容も知らない」(12.5%)と答えている。

性別でみると、配偶者暴力防止法の認知度に大きな差はみられない。

(2) 相談窓口の認知度について

配偶者からの暴力に関する相談窓口としての認知度は、「各警察署の生活安全課」(43.7%)が最も高く、次いで「鹿児島県婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)」(28.4%)、「鹿児島県警本部生活安全企画課」(27.4%)の順となっている。「鹿児島市男女共同参画センター(サンエールかごしま相談室)」(16.2%)の認知度は、2割に満たない。

また、約4人に1人が、「相談できる窓口として知っているところはない」(24.4%)と回答している。

(3) 配偶者等からの被害経験について

12項目の行為について、1度でも被害経験があった人の割合をみると、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた」(14.6%)経験がある人は、約7人に1人の割合となっている。次に、精神的暴力の被害経験(48.2%)は約5割で、「大声でどなられた」(37.0%)、「何を言っても無視された」(25.7%)が高くなっている。また、性的暴力の被害経験(16.2%)は約2割で、「嫌がっているのに性的な行為を強要された」(13.1%)、「避妊に協力しなかった」(7.6%)となっている。

また、12項目の行為について、1度以上被害経験があった人の割合は、いずれの行為においても、女性の方が男性よりも高くなっている。

特に、「見たくないのにビデオやポルノ雑誌を見せられた」(男性0.6%に対して女性は6倍近い3.4%)、「嫌がっているのに性的な行為を強要された」(男性3.8%に対して女性は5倍近い18.3%)、「なぐるふりをしておどされた」(男性4.7%に対して女性は4倍近い17.6%)、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた」(男性6.6%に対して3倍近い18.9%)の男女差が大きい。

加害者との当時の関係は、「夫婦(事実婚や別居中を含む)」(83.8%)が8割以上と圧倒的に多く、次いで「恋人」(8.6%)となっている。

暴力を受けたときの対応で最も多かったのは「言い返した・抵抗した・反撃した」(55.0%)で、約半数を占める。男女差が大きかったのは、「逃げて、経済的に暮らしていけないので逃げ出せなかった」(男性2.5%に対し女性は約4倍の10.2%)、「逃げたかったが、子どもがいたので逃げ出せなかった」(男性4.2%に対し女性は約3.5倍の14.8%)、「別れることを考えた」(男性12.6%に対し女性は3倍近い33.4%)である。

暴力をふるわれた理由として考えられるものについては、「あなたが思い通りにならなかったから」(38.1%)、「イライラしていたから」(37.0%)、「もともと怒りっぽい性格だから」(22.6%)の順に高い。

また、男性は、加害者が暴力をふるった理由を「親しい関係では、こうしたことは当然のことであるから」(女性5.7%に対し男性14.3%)、「自分が相手にそうされても仕方のないようなことをしたから」(女性9.3%に対し男性16.8%)と考えている割合が女性よりも高い。一方、女性は、加害者が暴力をふるった理由を「権威や力を示したかったから」(男性3.4%に対し女性20.5%)、「仕事がうまくいかないから」(男性3.4%に対し女性13.0%)と考えている割合が男性よりも高い。

暴力による命の危険を感じた経験については、男性3.4%に対して女性は3倍弱の9.0%であり、また、暴力によるけがをした経験についても、男性1.6%に対して、女性は8倍以上の13.2%と、いずれも男女差が大きくなっている。

暴力を受けたときに、子どもが「目撃していた」(27.9%)割合は3割弱で、「目撃していたかどうかわからない」(13.5%)を含めると、約4割の子どもが暴力を目撃した可能性があるともみることができる。

さらに、加害者による子どもへの暴力については、4割弱の人が「あった」(37.3%)と答えている。

暴力による心身への影響については、「特に影響はなかった」(45.7%)とする回答が最も多いものの、性別で見ると、男性の61.3%に対して女性は40.1%と差がみられる。また、「相手と別れたいと思うようになった」(男性8.4%に対し女性28.6%)、「子どもへの影響を心配した」(男性8.4%に対し女性23.8%)についても、男女間に大きな差がみられる。

加害者との関係については、約7割が「続いている」(68.3%)と回答しており、その理由として、女性は「子どものこと(親権・子どもの意思・環境等)が気がかりだから」(28.6%)「定収入がなく生活していく目途がたたないから」(22.8%)など、子どもや収入を気にしていることに対し、男性は「相手には自分が必要だと思ったから」(26.2%)が最も多くなっている。

また、約7割が、以前と比べると暴力の「回数が減ったり軽くなったりした」(70.5%)と回答しており、理由としては男女とも「年齢とともに人間的にまるくなったから」「理解し合え、仲良くなったから」の割合が高くなっている。

暴力被害の相談先については、「どこ(だれ)にも相談しなかった」(49.9%)が約半数を占め、特に7割近くの男性は、「どこ(だれ)にも相談しなかった」(68.1%)と答えている。公的機関や民間機関に相談した割合は、男女とも極めて低い結果となっている。

なお、相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」(56.4%)が半数以上を占めている。

(4) 配偶者等への加害経験について

12項目の行為について、1度でも加害経験があった人の割合をみると、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力をした」経験がある人は6.5%である。次に、精神的暴力の加害経験(43.6%)は約4割で、「大声でどなった」(30.5%)、「何を言っても無視した」(26.0%)が高くなっている。性的暴力の加害経験は4.1%である。

なお、上位3項目は被害経験と一致している。

性別でみると、女性は「何を言っても無視した」(29.9%)「交友関係や電話を細かく監視したり、外出を制限したりした」(4.4%)などが男性よりも高く、男性は「大声でどなった」(37.0%)「なぐるふりをしておどした」(10.7%)や「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力をした」(8.8%)、「嫌がっているのに性的な行為を強要した」(7.2%)などが女性よりも高くなっている。

被害者との当時の関係は、「夫婦(事実婚や別居中を含む)」(84.2%)が8割以上と圧倒的に多く、次いで「恋人」(8.7%)となっている。

加害の理由については、女性は「相手がそうされても仕方のないようなことをしたから」(35.9%)が最も高く、一方男性は「イライラしていたから」(38.0%)が最も高くなっている。

(5) DVに対し必要な公的支援について

公的支援で求めるものは、「相談機関があることの周知・PRの充実」(44.4%)が最も高く、次いで、「被害者が緊急時にある程度の期間、安全に過ごせる避難所の確保」(37.5%)が高くなっている。特に相談機関の周知については、前述の相談窓口の認知状況からも、より一層の周知・広報が求められている。

(6) 子どもの頃の家庭内暴力の経験について

母親が父親に暴力をふるったことが1度以上あった割合が1.8%であることに対して、父親が母親に暴力をふるったことが1度以上あった割合は17.0%となっている。

自分自身が親から1度以上暴力を受けた経験については、身体的暴力は16.6%、精神的暴力は3.4%という結果になっている。

(7) セクシュアル・ハラスメントについて

セクシュアル・ハラスメントを受けた経験は、男性の2.2%に対して女性は約6倍の13.9%と大きく上回り、約7人に1人の女性が経験している。

また被害を受けているにも関わらず、4割以上の人が「特に何もなかった」(44.3%)という結果になっている。

(8) ストーカー行為について

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の認知度については、9割以上が法律の存在を知っている(93.7%)。しかしながら、内容まで知っている(33.5%)割合は3割強にとどまる。

また、ストーカー被害の経験は、男性の1.7%に対し女性は4倍以上の7.9%と大きく上回っている。加害者との関係については、女性は「相手が誰だかわからない」(23.5%)が最も高く、男性は「ただの顔見知り」(50.0%)が最も高くなっている。